

ごみ出しは定められた日に！

※お問い合わせは
環境課環境係（☎ 880-6557）まで

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
9/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合
6	火	片山、里改田
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
9	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
10	土	篠原、明見
12	月	下啗内、物部、久枝(開田)
13	火	稲生
14	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
15	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
17	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
19	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
20	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
21	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
22	木	久礼田、植田
23	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
24	土	十市(北部)、緑ヶ丘
26	月	国分、比江、左右山、岩村
27	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
28	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
10/3	月	十市(南部)、天行寺、成合
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
9月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
9月6日・20日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
9月7日・21日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
9月12日・26日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
9月13日・27日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下啗内
9月14日・28日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
10月3日・17日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
9/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
8	木	立田、田村
9	金	後免町、野田
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
12	月	十市(南部)
13	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
14	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
15	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
16	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
17	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
19	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
20	火	領石、植野、久礼田、植田
21	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
22	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
23	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
24	土	国分、比江、左右山、北小籠
26	月	下啗内、物部、久枝(開田)
27	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
28	水	稲生
10/3	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
4	火	領石、植野、久礼田、植田

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
9月5日・19日 (第1・3月曜日)	天行寺
9月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
9月2日・16日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
9月3日・17日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
9月8日・22日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
9月9日・23日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下啗内
9月10日・24日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
10月3日・17日 (第1・3月曜日)	天行寺

INFORMATION

秋の全国交通安全運動

——9月21日(水)～30日(金)——

【運動の基本】 子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点目標

- ①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)
- ③飲酒運転の根絶

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金)

南国市交通安全市民会議・危機管理課



※申込先・お問い合わせは
青少年育成南国市民会議事務局
青少年育成センター
(☎ 863・4201) まで

見守り用のベストをお貸しします
朝夕の登下校時、子どもたちの見守り活動を希望される方にベストを貸し出します。

広報なんこく8月号のおわびと訂正

広報なんこく8月号2ページ「救急車を上手に使いましょう」の記事の一部が誤っていましたので、おわびして訂正します。
誤 高知県救急医療情報センター電話相談
↓
正 高知県救急医療情報センター電話案内
年中無休、24時間体制で現在診療している医療機関を電話でオペレーターがご案内いたします。

知って得する国民年金

保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。また、口座振替の中には割引のあるお得な振替方法(早割、一年前納、半年前納)もあります。お申し込み方法は、口座振替申出書に必要事項を記入、押印(金融機関の届出印)してお近くの年金事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

保険料の免除・納付猶予期間がある方へ 追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除(全額免除、一部納付)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取

る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます(一部免除の方については、残りの保険料を納付されていることが条件になります)。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納のお申し込みは、お近くの年金事務所までお願いします。

ご存じですか？任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)。また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

※お問い合わせは
南国年金事務所(☎ 864-1111) まで